

サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途について、次に掲げる区分に応じ、有料老人ホーム、共同住宅（長屋）又は寄宿舍として取り扱うものとする。

- ①有料老人ホーム
高齢者生活支援サービスとして、「入浴・排せつ・食事等の介護に関するサービス」、「食事の提供に関するサービス」、「調理・洗濯・掃除等の家事に関するサービス」又は「心身の健康の維持及び増進に関するサービス」のいずれか1項目以上のサービスの供与をする事業を行うもの。
- ②共同住宅（長屋）
①以外で、各住戸内に台所、便所、洗面設備及び浴室があるもの。
- ③寄宿舍
①及び②以外のもの。

関連告示	
参 考	